

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 6 月 14 日から 30 年 3 月 17 日まで
② 昭和 30 年 9 月 16 日から 35 年 4 月 10 日まで

国（厚生労働省）の記録によると、A社及びB社で厚生年金保険に加入していた期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を受給した記憶は無い。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間を計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②の間にある被保険者期間（C社）及び申立期間②より後の被保険者期間（D社及びE社）については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、脱退手当金の支給日直近の被保険者期間を失念して請求するとは考え難い。

また、未請求となっている申立期間②より後の2回の厚生年金保険被保険者期間（D社及びE社）と申立期間①及び②の被保険者期間は同一の被保険者記号番号により管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立期間①及び②の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約2年8か月後の昭和37年12月25日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 37 年 7 月 1 日まで
国（厚生労働省）の記録によると、A社で勤務していた昭和 35 年 4 月 1 日から 37 年 7 月 1 日までの期間について脱退手当金が支給されたとされているが、脱退手当金を受給した記憶は無く、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間を計算の基礎とするものであるところ、B社における 24 か月の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、未請求となっている被保険者期間の資格喪失日（昭和 41 年 1 月 21 日）から申立期間に係る脱退手当金の支給日（昭和 41 年 3 月 12 日）までは約 50 日間であり、直前まで勤務していたB社に係る 24 か月の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、オンライン記録によると、申立人のA社に係る健康保険整理番号の前 17 番後 60 番以内に記録がある女性 44 人のうち、申立人の同事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日（昭和 37 年 7 月 1 日）の前後 2 年以内に同資格を喪失し、喪失時に脱退手当金の受給要件（被保険者期間 24 か月以上）を満たしている者は 6 人いるところ、そのうち一人に脱退手当金の支給記録が確認でき、当該同僚一人は、脱退手当金について事業所から説明は無く、自ら脱退手当金を請求した旨を供述している上、申立人に係る脱退手当金は、当該事業所において被保険者資格を喪失した日の約 3 年 8 か月後に支給されたことになっていることから、事業主による代理請求が行われたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月6日から25年3月28日まで
② 昭和28年3月1日から29年12月30日まで

国（厚生労働省）の記録によると、A事業所で勤務していた昭和24年4月6日から25年3月28日までの期間及びB事業所で勤務していた28年3月1日から29年12月30日までの期間について脱退手当金が支給されたとされているが、脱退手当金を受給した記憶は無い。

当該期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間を計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前のC社における16か月、申立期間①及び②の間にあるD事業所における24か月及びE事業所における6か月の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、当該事業所のうち、申立人が脱退手当金支給決定日以前に勤務した事業所の中で最も勤務期間が長いD事業所を失念して請求するとは考え難い。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間と未請求となっている被保険者期間のうちD事業所及びE事業所における被保険者期間については、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、オンライン記録によると、脱退手当金の支給対象とされている最終事業所であるB事業所に係る健康保険整理番号の申立人の前後25番以内に

記録がある女性 22 人のうち、申立人の同事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 29 年 12 月 30 日）の前後 2 年以内に同資格を喪失し、喪失時に脱退手当金の受給要件を満たした者は申立人以外に 4 人いるところ、いずれも脱退手当金が支給された記録が確認できないことから、当該事業所において事業主による脱退手当金の代理請求が行われていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月 16 日から 39 年 8 月 7 日まで
② 昭和 39 年 12 月 10 日から 41 年 4 月 21 日まで
③ 昭和 42 年 2 月 17 日から同年 9 月 16 日まで

国（厚生労働省）の記録によると、昭和 37 年 2 月 16 日から 39 年 8 月 7 日までの期間（A社）、同年 12 月 10 日から 41 年 4 月 21 日までの期間（B社）及び 42 年 2 月 17 日から同年 9 月 16 日までの期間（C社）について脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を受給した記憶は無く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①より前のD社における2か月及び申立期間②と③の間にあるE社における4か月の被保険者期間は、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

また、申立人は、C社に就職する前に勤務していたE社について、「入社後3か月間は見習い期間で、その後は給与が上がると聞いて就職したが、実際には給与はあまり上がらなかったため、7か月間ほど勤務して退職した。」と同社の勤務状況を具体的に記憶しており、同社を退職後1年も経過しない時期に脱退手当金を請求する場合、同社に係る被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の記録が見られるページ及びその前後5ページに記録されている女性で申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 42 年 9 月 16 日）の

前後2年以内に同資格を喪失し、かつ、喪失時に脱退手当金の受給要件を満たしている者は36人おり、そのうち脱退手当金の支給記録がある者は2人と少ない上、複数の同僚が同社を退職する際、同社から脱退手当金の説明は無かったと回答していることから、事業所による代理請求が行われたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月1日から28年7月1日まで

国（厚生労働省）の記録によると、A社に勤務していた昭和23年8月1日から28年7月1日までの期間について脱退手当金が支給されたとされているが、脱退手当金を受給した記憶は無く、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約4年1か月後の昭和32年8月20日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、厚生年金保険被保険者台帳索引票及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名は、いずれも旧姓となっていることから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和29年3月*日に婚姻、改姓しており、当該婚姻日から支給決定日までが約3年5か月間あることを踏まえると、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間を計算の基礎とするものであるところ、昭和19年10月1日から20年12月1日までのB社における被保険者期間は、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月 1 日から 44 年 1 月 1 日まで
国（厚生労働省）の記録によると、A社において厚生年金保険に加入していた昭和 37 年 11 月 1 日から 44 年 1 月 1 日までの期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受給した記憶は無く、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給が行われたことを意味する「脱」の押印が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金の支給額は法定支給額と一致しており、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 44 年 4 月 7 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前に勤務していたB社及びC社に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、オンライン記録によると、申立期間並びに未請求とされているB社及びC社に係る被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号は別番号で管理されていることが確認でき、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1160

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月5日から34年3月21日まで
国（厚生労働省）の記録によると、A社で勤務していた昭和29年7月5日から34年3月21日までの期間について脱退手当金が支給されたとされているが、脱退手当金を受給した記憶は無く、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和34年6月9日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、A社を退職した約8か月後に、再度、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得しているところ、申立期間と異なる厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されており、このことは、再度同一事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した際、脱退手当金を受給したことにより、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されたと考えるのが自然である。

なお、脱退手当金を請求する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前に勤務していたB事業所に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、オンライン記録によると、申立期間及び未請求とされているB事業所に係る被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号は別番号で管理されていることが確認でき、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。